

告 発 状 (9)

2014年(平成26年)12月26日

神戸地方検察庁 殿

告発人 住所 兵庫県西宮市甲陽園目神山町  
16-10  
氏名 森池 豊武

昭和22年 1月10日生

職業 大学講師

告発人 住所 兵庫県西宮市上ヶ原7番町1

6-107

氏名 折口 晴夫

昭和25年12月24日生

職業 無職

告発人 住所 兵庫県尼崎市食満5-3-7

202

氏名 福島 聖倫

昭和23年 6月22日生

職業 無職

告発人 住所 兵庫県西宮市郷免町3-22

氏名 四津谷 薫

昭和30年12月30日生

被告発人 住所 兵庫県たつの市揖保川町新在家  
255-138

氏名 栗原 一

職業 たつの市長

## 第1 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、刑法156条(虚偽公文書作成罪)、刑法158条8(同行使罪)及び刑法246条第2項(詐欺罪)に該当するものと思料されるので、被告発人を厳重に処罰されたく告発する。

## 第2 告発の事実

- (1) 被告発人は、2011年10月11日、姫路キャッスルホテルで開催した出版記念セミナー開催事業(2011年度 政治資金収支報告書において「活力あふれる揖龍をつくる会」が開催した政治資金パーティーで、開催費用 4,210,000円が計上されている)の開催費用の一部として、政務活動費から1,211,508円を支出した。

出版記念セミナーは政治資金パーティーであり、政治活動として政治資金報告書で報告されていることから、政務活動費としては支出できないことは明らかである。

被告発人は、講演会部分は政務活動であるとして、講師代500,000円及び出版セミナー会場設営費として425,460円を支出(内70%に当たる297,822円を政務活動費で充当)、その他「漂流国家」出版記念セミナー開催費として2011年度政務調査費収支報告書において会議費として総額991,622円を計上しているが、同一日、同一会場で開催された政治資金パーティーとしての出版記念セミナーと区分することは不可能である。

したがって、被告発人の上記所為は、政治資金パーティーであることを知りながら、政務調査費の対象外の政治活動に政務調査費を違法に支出したものであり、極めて悪質な行為であり、虚偽公文書作成罪、同行使罪及び詐欺罪を構成するものである。神戸地方検察庁におかれては、被告発人の上記所為について、実態を解明され、厳重に処分されることを望みます。